

Q. 水質検査計画とは何なの？

水質検査計画とは、年に1回水質検査の適正化とその透明性を確保するために「検査項目」「検査回数」「検査地点」等を定めたものです。

Q. 水質検査計画は何に基づいてつくられたの？

水道法施行規則により、水道事業者は水質検査の内容を定めた水質検査計画を作成し、毎事業年度の開始前に策定し、これを公表することとされています。

Q. 水質検査とは何ですか？

水道法で義務付けられている検査を行うことです。

- ・ **毎日検査項目（3項目）**
色・濁り・残留塩素を検査します。
- ・ **水質基準項目（51項目）**
人の健康の保護または生活上の支障を生じるおそれのあるものとして水道法で定められた項目
- ・ **水質管理目標設定項目（27項目）**
将来にわたり水道水の安全性の確保をするため水質基準に係る検査に準じて監視すべき項目

Q. どのくらいの頻度で検査するの？

- ・ **毎日検査項目（3項目）**
1日1回、じゃ口で検査を行います。
- ・ **水質基準項目（51項目）**
検査頻度は水道法で定められています。項目により年12回もしくは年4回行います。
ただし、水質は過去の検査結果から要件を満たしている項目については回数を省略できますが、尾道市上下水道局では、より安全でおいしい水をお客様にお届けするため、水道法で定められた回数以上の検査を行い、より細やかな管理を行っています。
- ・ **水質管理目標設定項目（27項目）**
検査頻度は水道法で定められていませんが、水質基準項目と同様に検査を行っています。

「水質基準項目」「水質管理目標設定項目」「検査頻度」については水質検査計画をご確認ください。

Q. どのような場所で検査しているの？

久山田貯水池及び貯水池に流入する支流 4 か所、浄水場 2 か所（入口（原水）、出口（浄水））、広島県用水受水点 3 か所、じゃ口（給水栓） 10 か所で定期的に検査を行っています。

浄水場では、適切な浄水処理が行われていることを確認するため、浄水場の入口及び出口で検査を行うとともに、浄水処理工程の水質を 24 時間連続監視しています。

Q. 水質検査結果はどのように公表されるの？

水道法に基づく定期検査結果について、本市で毎月集計した結果を尾道市上下水道局のホームページで公表しています。